

石木ダム事業認定に対する審査請求書 (国土交通大臣宛)

2013 年 10 月 4 日

審査請求人 加藤 伸久 (導水路はいらない！愛知の会)
近藤ゆり子 (徳山ダム建設中止を求める会)
武藤 仁 (長良川市民学習会)

【別紙】 審査請求の理由

目次

- 第1. はじめに
- 第2. 事業認定庁としての責務・自律性が認められない
- 第3. 土地収用法第20条の要件を欠く
 1. 第2号要件への適合性について
 2. 第3号要件への適合性について
 - (1)「得られる公共の利益」について
 - (2)「失われる地益」について
 - (3)「事業計画の合理性」について
 3. 第4号要件への適合性について
 4. 社会資本整備審議会公共用地分科会議事要旨から見えるもの
- 第4. 無駄なダムは起業者を財政的危機に追いやる一岐阜県の例一
- 第5. 「新水道ビジョン」の示す水道事業の未来像は 第5.
- 第6. そこで暮らす人々の営みを破壊する「公益性」とは一体何なのか？
～土地収用法と人権～
- 第7. 速やかなる事業認定取り消し決定を

第1. はじめに

審査請求人 3 名は、いずれも今般の事業認定処分の対象地に土地の権利を有するものである。

その地で暮らしを営みながら、一貫して石木ダム建設に反対し、当該事業の不当性を世に訴え続けている川棚町川原地区の石木ダム建設絶対反対同盟の共有トラスト呼びかけに共鳴して、事業関係地の権利者となった。

審査請求人３名は、1998年12月に建設大臣がなした「一級河川木曽川水系徳山ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事に係る事業認定」処分の取り消しを求め、1999年3月に提訴した。2007年に敗訴が確定したものの、その間、全国の方々の厚いご支援を受け、河川行政を変えていく力を実感した。ダムは水没地の自然生態系を破壊するのみならず、その川全体の自然を危うくする。新規利水は要らない、ダムに頼る治水は危険である。無駄なダムを作って、貴重な自然を壊してはならない。ダムに頼らない治水へと転換しなければならない。木曽川水系流域関係県市（岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市）は、無駄な水源開発の負の遺産に苦しんでいる。徳山ダムの「治水効果」はその重い負担に比して「ないも同然」である。裁判を通じて、私たちが懸

念していた通りのことが起こっている。ある意味「だから言ったじゃないの」。だからこそ、私たちは、古い計画に引きずられて、「コンコルド効果*」よろしく無駄で役に立たないダムを作ってしまう愚を繰り返してはならない、と声を大にして言いたい。

* コンコルド効果

【中日新聞 2013 年 10 月 1 日朝刊紙面より】

巨額の費用を投じながら商業的に失敗した英仏共同開発の超音速旅客機コンコルドに由来。一度始めた事業が失敗だと気づいていながら、それまでつぎ込んだ費用を惜しみ、投資をやめられない状態を指す。原発推進のため毎年、四千億円程度の予算を投じてきた日本。福島第一原発事故後も核燃料サイクル事業は堅持され、原発の再稼働も申請されている。

(斎藤環筑波大教授＝精神医学)

第 2. 事業認定庁としての責務・自律性が認められない

土地収用法（以下「法」または「同法」という）は、その第 1 条において「公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もつて国土の適正且つ合理的な利用に寄与すること」を目的と定めている。また第 2 条で「その土地を当該事業の用に供することが土地の利用上適正且つ合理的であるとき」に限り、同法が適用される旨を定めている。

事業認定庁は、申請された事業が、同法の適用対象事業であるかどうかを、公正かつ厳格に判断しなければならないのであって、起業者の申請に「盲判」を押すものであってはならない。

この点、今般の審査請求に係る処分は、起業者の言い分を丸呑みしただけであり、事業認定庁としての責務・自律性を放棄していると断罪せざるをえない。公聴会等に出された説得性ある「反対」意見に全く耳を傾けようとしていない、公正さを欠く処分である

土地収用法が、憲法第 29 条の規定する私有財産権に制限を加えるものである以上、その運用は、公正かつ厳格、抑制的かつ慎重になされねばならない。審査請求において、当該事業認定処分につき合理的な疑問が呈されるならば、上級官庁としての国土交通大臣は、真摯に厳密に対応しなければならないことを、強く指摘しておきたい。

第 3. 土地収用法第20条の要件を欠く

土地収用法 20 条は、事業認定の要件を「申請に係る事業が左の各号のすべてに該当する」としている。各号要件のどれ一つを欠いても、事業認定処分は違法性を帯びる。

以下、各号要件について検討する。

1. 第 2 号要件への適合性について

当該事業認定処分告示の「第 4 事業の認定をした理由」（以下「理由」という）の「2 法第 20 条第 2 号の要件への適合性」では、「長崎県知事が河川管理者となることなどから、起業者である長崎県は、本件事業を施行する十分な意思と能力を有する」「佐世保市は、水道法第 6 条の規定による認可を受けていることなどから、本件事業を施行する十分な意思と能力を有する」とし

て、法第 20 条第 2 号の要件を充足するとの判断している。どうやら、起業者が地方公共団体であることをもって、単純に「十分な意思と能力を有する」と判断しているようである。

起業者が、地方公共団体であることというのは、ここでいう「意思」は、有権者・納税者の意思を無視できないということでもある。有権者・納税者の意思は、時代とともに変化していくことに留意する必要がある。また「能力」は、財政力が大きな比重を占める。

地方公共団体もまた破綻する、とりわけ無駄な「公共事業」に投資し続けるような地方公共団体は。（→ Cf 第 4、第 5）。

そして起業者・長崎県は、「治水目的」事業費の 1 / 2 を国からの補助金交付でまかない、佐世保市は、1 / 3 の厚労省補助を受ける。石木ダム建設事業は、全国の納税者の税金が少なからず投入されて、初めて成り立つのである。「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」は、その第 3 条で「各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない」と定め、第 10 条で「各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる」と定めている。言い換えれば、今後、「事情の変更により特別の必要が生じ」て「補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消」されることはありうる。

「法令条文にそう書いてある」ことをもって「起業者の意思・能力に疑義がある」と短絡的に述べているのではない。後述するように、当該石木ダム建設事業においては、「国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し」た上でなお「補助金等が…公正かつ効率的に使用され」ていると、将来にわたって納税者を納得させうるといえるのか、甚だ疑わしい。いやむしろ、今後長期にわたる建設事業のどこかの時点で、全国の納税者の声によって補助金交付に黄信号、赤信号が点る可能性は極めて高いといわざるを得ない。

2. 第 3 号要件への適合性について

（1）「得られる公共の利益」について

長崎県は、石木ダムの目的として ① 洪水調節 ② 水道用水の確保 ③ 流水の正常な機能を挙げている。

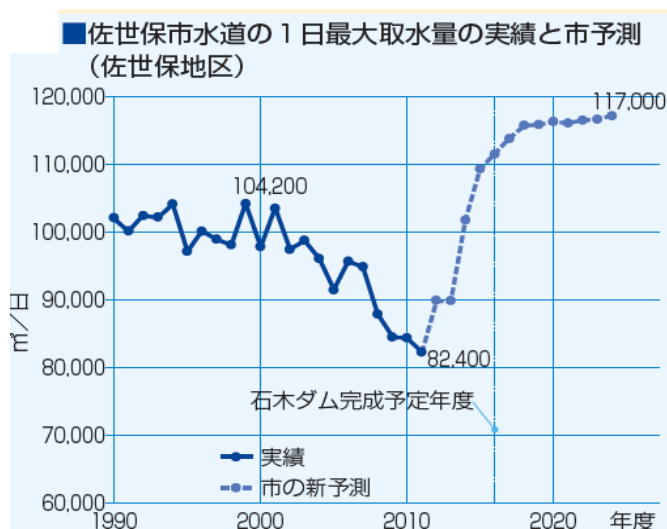
「理由」では、①と③について「基準地点山道橋地点での年超過確率 1 / 100 規模の洪水を防御するための洪水調節が可能となり、川棚町の中心市街地を洪水から防御し、沿川地域住民の生命や財産及び社会資本の保全を図ることが可能となる」「10 年に 1 回程度起こりうる渇水時においても、流水の正常な機能の維持のために必要な流量を確保することが可能となり、水生生物の生息・生育環境や河川の景観を保全し、既得の水道用水、農業用水の確保が可能とな」とし、②について「佐世保市の水道用水としての供給能力不足の解消に加え、将来の水需要に対応するため、ダムにより 40,000 m³/日の新規水源の開発を行ない、これに要する貯水容量の 2,490,000 m³/日を確保し、安定的な水道用水の供給を図ること」によって「佐世保市の水道用水の安定的な供給に寄与することが認められる」としている（ようである）。

①についていえば、(ア) 石木ダムの建設を中心とする川棚川水系河川整備計画では、近年最大の洪水「1990 年 7 月洪水」が再来した場合に浸水被害防除を主軸としているようであるが、1990 年 7 月洪水の浸水被害は主に支流氾濫や内水氾濫によるものであって、これらの氾濫は石木ダムでは防ぐことができない (イ) 河口部に近い最下流部は堤防の整備がされず、氾濫

の危険が放置されている（ウ）河口部に近い最下流部は堤防の整備がされず、氾濫の危険が放置されている（エ）川棚川は河床の掘削が大幅に遅れている（オ）川棚川の治水安全度を下流側 1/100 とすることによって、石木ダム計画が盛り込まれているが、戦後最大で 1/100 規模である 1948 年 9 月洪水の実績流量は石木ダムなしで対応可能である（カ）石木ダムがなくても、河道整備さえ計画通りに実施すれば、たとえ 1,400 m³/秒の洪水が到来しても川棚川の下流部で氾濫することはない（キ）1/100 の目標流量 1,400 m³/秒は科学的な根拠が希薄な過大な値であって、それが起きる確率は 1/100 よりかなり小さい（ク）石木ダムがなくても、河道整備さえ計画通りに実施すれば、たとえ 1,400 m³/秒の洪水が到来しても川棚川の下流部で氾濫することはない（ケ）川棚川流域は上流域の方が下流域よりも人口が圧倒的に多いので、上流域 1/30 に対して下流域を 1/100 とする理由がない等の指摘が、公聴会などにおいてなされている。いずれも傾聴に値し、十分に検討すべき指摘であるにもかかわらず、当該事業認定において、きちんと検討された形跡がない。

③についていえば、「10 年に 1 回程度起こりうる渇水時」に、ダムで流量を確保すべきであるという議論そのものに大いに疑念を抱くが、特に「水生生物の生息・生育環境や河川の景観を保全」するというのは笑止であるとしか言いようがない。ダムというものが河川横断構造物であり、河川の自然な流れを断ち切るものである以上、河川生態系に（そして河川景観にも）甚大な悪影響を与えることは常識である。

②についていえば、佐世保市水道の近年 20 年余の 1 日最大取水量の実績をグラフ化すれば、佐世保市の予測がいかに現実離れしているかは、一見明白である（右グラフ）。架空とすらいえる「将来増える水需要」に対応するために 100 億円近い新規投資を行うのは、「公共の利益の増進」にも「国土の適正且つ合理的な利用に寄与すること」にもならない。「渇水の恐れがある時には節水の呼びかけを行なうのは当然であり、節水呼びかけを行うことは、解消すべき悪い状況ではない。想定外ともいえる異常渇水に対して、集水面積がたかだか 9.3 平方キロメートルでしかない石木ダムに頼るといのもまた「馬鹿げている」。もっと智慧を絞ったソフト対策に、佐世保市水道局の限られた人材と予算を投入すべきである。



（２）「失われる地益」について

「理由」では、失われる利益として考慮されているのは、環境面（損なわれる自然環境と工事による騒音等の問題）に限られている。その視野の狭さ、考慮の外におかれて切り捨てられたものの大きさに驚くばかりであるが、とりあえずは、「理由」の枠内で述べる。

「理由」が言及した希少な動物に関しては、ほぼ「生息環境の一部が消失、改変されるが、周辺に同様の生息地域が残存することなどから、影響は小さいと評価されている」というパターン化された記述で終わっている。生態系は複雑かつ広範に繋がり合うものである。「周辺に同様の生息地域が残存することなどから、影響は小さい」などと、何を根拠にいうのであろうか？

植物については「理由」では、「専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じ」ることで

何とかなる（失われる利益ではない）と言いたげであるが、移植その他の「保全措置」が真に功を奏したといえる事例は寡聞にして知らない。

埋蔵文化財については、まさに「掘ってみなければわからない」。例えば吉野ヶ里遺跡や三内丸山遺跡のように、もともと計画されていた事業をやめてでも保存すべき遺跡。・文化財もありうる、と指摘しておく。

（３）「事業計画の合理性」について

「理由」では、この項目をできるだけ土木技術や工事のコストの問題に切り縮めようとする作為が感じられる。

「申請案はダム湛水区域で自然環境が変わり、移転対象の家屋が最も多いが、」と言いながら、その中味には触れようとしていない。自然環境の問題も重大である。だがそれ以上に、川原地区 13 世帯の人々が、現にそこで暮らしを営み、その土地から移転する気持ちは全くなく、30 年以上にわたって愛着ある祖先伝来の土地を水没させようとする石木ダム計画に対して絶対反対の意思を明らかにし続けているという事実を抹殺・捨象しようとしている。

法 20 条 3 号要件に関しては、いわゆる日光太郎杉事件東京高裁判決（東京高裁 1973 年 7 月 13 日判決。以下「日光太郎杉事件判決」という）で「控訴人建設大臣（＝認定庁）判断するについて、或る範囲において裁量判断の余地が認めらるべきことは、当裁判所もこれを認めるに吝かではない。しかし、この点の判断が前認定のような諸要素、諸価値の比較考量に基づき行われるべきものである以上、同控訴人がこの点の判断をするにあたり、本来最も重視すべき諸要素、諸価値を不当、安易に軽視し、その結果当然尽くすべき考慮を尽くさずまたは本来考慮に容れるべきでない事項を考慮に容れもしくは本来過大に評価すべきでない事項を過重に評価し、これらのことにより同控訴人のこの点に関するものと認められる場合には、同控訴人の右判断は、とりまなおさず裁量判断の方法ないし、その過程に誤りがあるものとして、違法となるものと解するのが相当である。」（（ ）内は審査請求人による）とされている。

当該事業認定は、「諸要素、諸価値の比較考量に基づき行われるべきものである以上、同控訴人がこの点の判断をするにあたり、本来最も重視すべき諸要素、諸価値を不当、安易に軽視し、その結果当然尽くすべき考慮を尽くさずまたは本来考慮に容れるべきでない事項を考慮に容れもしくは本来過大に評価すべきでない事項を過重に評価し」ていると言わざるをえない。

この点については、第 4 以下で、補足し、詳述する。

3. 第 4 号要件への適合性について

「理由」では、「事業を早期に施行する必要性」として、「佐世保市、川棚町、石木ダム建設促進佐世保市民の会等から本件事業の早期完成に関する強い要望」を挙げながら、上記川原地区 13 世帯の人々の、まさに命と暮らしをかけた反対運動には眼を瞑っている。当該事業認定が「石木ダム建設ありき」の不公平・不公正な処分であることを、端無くも露呈している。

4. 社会資本整備審議会公共用地分科会議事要旨から見えるもの

法 25 条の 2 の規定によって、当該事業認定の可否について議論した社会資本整備審議会公共用

地分科会（2013.6.7）における審議の議事要旨が九州地方整備局のホームページに載っている（※）。

結果は「土地収用法第 20 条の規定により事業の認定をすべきであるとする九州地方整備局長の判断を相当と認める」との意見が議決され、それが九州地方整備局長による今般の事業認定の手続きを進めることになったのであるが、この議事要旨（事務方が委員の意見のうち、都合の良いものだけを恣意的に抽出することもままある）をみても、必ずしも「事業の認定をすべきである」とすんなり議論が纏まったわけでもなさそうである。

以下、「議事要旨」に載っている各委員の主な意見を貼り付ける。

-
- ・自治体が過去に見積もった水需要が実態と乖離し、財政処理に困っている例も見られる。利水起業者が、将来にわたって事業費を負担することが可能なのか、途中で撤退することがないのか。
 - ・渇水と洪水に対する対策として理解しているが、工場用水もあるため、人口が全体として減少する中では、最終的に企業のためだけという形にみられてしまうのではないか。
 - ・用地の取得状況について、ダム事業にしては、未買収の率が高いような気がする。
 - ・山林の保水力を鑑みれば、山林を開発する施策を行う一方で、ダムを造るという関係は、今後の洪水・利水対策などの議論で、もう少し深く議論する必要があるのではないか。
-

法 20 条の各要件に「適合しない」理由になりそうな意見が並んでいる。

改革されてきたとはいえ、残念ながら、まだ審議会等のおおかたは、事務方の誘導する方向に「お墨付き」を与えるものでしかない。この日の公共用地分科会で、当該事業認定を可とするという結論は、最初から決まっていたのであろう。だが、そんな審議会に名を連ねる委員の中からさえ、多くの、しかも、根幹に関わる疑問・疑念が出されているのだ。

「事業の認定をすべきであるとする九州地方整備局長の判断」が、真に妥当なものであるのか否か、国土交通大臣において、しっかりと審査して頂きたい。

※ 一連の審議会等の改革の結果、今は配付資料、（議事要旨ではなく）議事録のホームページ掲載は常識となっている。だのに土地収用法という強権を用いるか否かの審議をする社会資本整備審議会公共用地分科会に関しては、そもそもそうしたものを載せるページすら存在しない、というのは一体どうしたことか。

審査請求人は利害関係者であるにもかかわらず、一般の情報公開法に基づいて開示請求を行うしかない状態である。時間も（現時点でまだ開示決定がなされていない！）手間も費用もかかる。腹立たしい限りである。国土交通大臣に対し、社会資本整備審議会公共用地分科会の開催・配付資料・議事録等のホームページ掲載を、可及的速やかに行うことを強く要求したい。

第 4. 無駄なダムは起業者を財政的危機に追いやる一岐阜県の例一

岐阜県は、総貯水量 6 億 6000 万トン「日本一の巨大ダム・徳山ダム」建設事業にとりわけ熱心であった。2003 年 8 月、水資源開発公団（当時）が「総事業費の 1010 億円増額」を発表してから 960 億円増額で落着くまで（2004 年 7 月、事業実施計画変更認可）、その増額の大きさとダム自体の「不要さ」に、及び腰になっている他の事業参画者（愛知県、三重県、名古屋市、電源開発（株））らを叱咤し、鼓舞して、「徳山ダム事業費＝ 3500 億円」決着へとこぎつけたのは、ま

さに当時の岐阜県知事・梶原拓氏の「手柄」であった。

事業費増額問題と同時並行的に行われた木曽川水系水資源基本計画改訂において、岐阜県は、供給地域とされる大垣地域（当時は1市13町）の市町の意見は全く聴かず、県の独自見解で架空の水需要予測を作り上げた。同時に利水負担分までも「徳山ダムさえできれば、揖斐川流域住民は枕を高くして寝られる」というフレーズに収斂させたのだった。

表「岐阜県の徳山ダム建設費毎年の支払い」は、2010年（平成22年）3月の岐阜県議会に出された「徳山ダムの岐阜県負担分 1157億円」の根拠数値のエクセル表から、前後それぞれ10年分ほどを取り出したものである。（県議会に出され、報道された「1157億円」は交付税措置前の数字である。交付税措置により2割近く軽減されていることは申し添えておく）。

岐阜県の徳山ダム建設費毎年の支払い（単位＝千円）

年度	支払い合計	治水分合計	利水分合計	利水のうち上水	利水のうち工水
S46～H15	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
H16	1,411,156	952,334	1,143,499	684,677	458,822
H17	1,652,523	1,189,818	1,007,149	544,444	462,705
H18	1,414,546	952,750	923,592	461,796	461,796
H19	1,603,590	1,142,587	922,006	461,003	461,003
H20	3,944,840	1,198,846	3,211,180	1,259,077	1,952,103
H21	4,173,922	1,412,700	3,224,823	1,265,470	1,959,353
H22	4,452,964	1,688,148	3,224,441	1,262,003	1,962,438
H23	4,461,471	1,705,626	3,205,007	1,252,059	1,952,948
H24	4,580,221	1,848,037	3,156,162	1,227,405	1,928,757
H25	4,586,850	1,879,489	3,104,963	1,201,570	1,903,393
H26	4,575,916	1,891,985	3,056,518	1,177,107	1,879,411
H27	4,560,164	1,900,577	3,006,212	1,151,707	1,854,505
H28	4,516,183	1,882,009	2,953,737	1,125,220	1,828,517
H29	4,374,749	1,768,516	2,896,171	1,096,181	1,799,990
H30	4,278,822	1,698,279	2,843,074	1,069,372	1,773,702
H31	4,194,690	1,640,393	2,788,830	1,041,983	1,746,847
H32	4,062,469	1,527,878	2,747,630	1,021,112	1,726,518
H33	3,937,294	1,429,910	2,691,390	992,715	1,698,675
H34	3,800,009	1,302,975	2,668,829	981,151	1,687,678
H35	3,672,784	1,190,053	2,638,325	965,611	1,672,714
H36～H54	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
合計	115,722,456	51,034,980	81,842,475	35,725,162	46,117,313

2008年、徳山ダムが運用開始となっても、岐阜県は上水・工水ともに一滴も使う当てはなく、利水償還分を「一般会計から水資源機構への直払い」という法の予定しない（地方財政法6条に抵触）やり方で支払っている。梶原・前知事は、2008年の運用開始にあたって、上水・工水ともに使われる見込みが全くないことを報道に問われた際、「治水に役立つのだから構わない」と強弁した。つまり毎年の支払い40数億円（真水で35億円ほど）は全額「治水分」なのである。岐阜県にとっては、徳山ダムは、いつの間にか、非常に高価は治水専用ダムに化けたのだ。

では徳山ダムが完成して、「揖斐川流域住民

は枕を高くして寝られる」ようになったであろうか？ 否。先日の台風18号では、揖斐川流域、特に大きな支流である牧田川、杭瀬川流域のそこかしこで浸水被害が起り、避難勧告・避難指示も出されている。当たり前である。牧田川・杭瀬川が揖斐川に合流した直下流の今尾地点での集水面積1,605平方キロメートルに対して、徳山ダムの集水面積は254.4平方キロメートル、約16%でしかない。本川最上流部のダム一つですべての洪水に対処できることなどあろうはずはない。

「徳山ダムさえできれば、揖斐川流域住民は枕を高くして寝られる」…退任後にウラガネづくり・ウラガネ隠しで全国に名を馳せてしまった梶原拓・前知事の見識の程度が露呈しただけなのだ

ろうか、それとも確信犯的なウソだったのだろうか。いずれにしても罪深いには違いない。

さて、次ページのグラフは岐阜県の治水関係事業費の推移である。徳山ダム直轄負担金支払いは基本的に 2010 年までで終わっている。表「岐阜県の徳山ダム建設費毎年の支払い」は、この「岐阜県治水関係事業費」とは別枠での支払われている。

岐阜県の財政は苦しい。岐阜県河川課は、毎年の治水関係事業費 100 億円を確保することが困難となってきた。徳山ダム建設費支払いは、この治水関係事業費とは別枠とはいえ、河川課の中に今でも徳山係がおかれている以上、他の課、他の部からすれば、この 30 数億円を合わせて「河川課は大きな予算をとっている」となる。治水見解事業費は、予算配分において、厳しい立場に立たされ続けている。

徳山ダム一つ

に毎年毎年何十億円も払い続けなければならない（すべて支払い終わるのは、30 年後の平成 54（2042）年度）、この歪みの大きさは目に余る。

この「お金」の歪みが岐阜県の治水事業の手足を縛ってしまっている。河川課自身が悩んでいる。

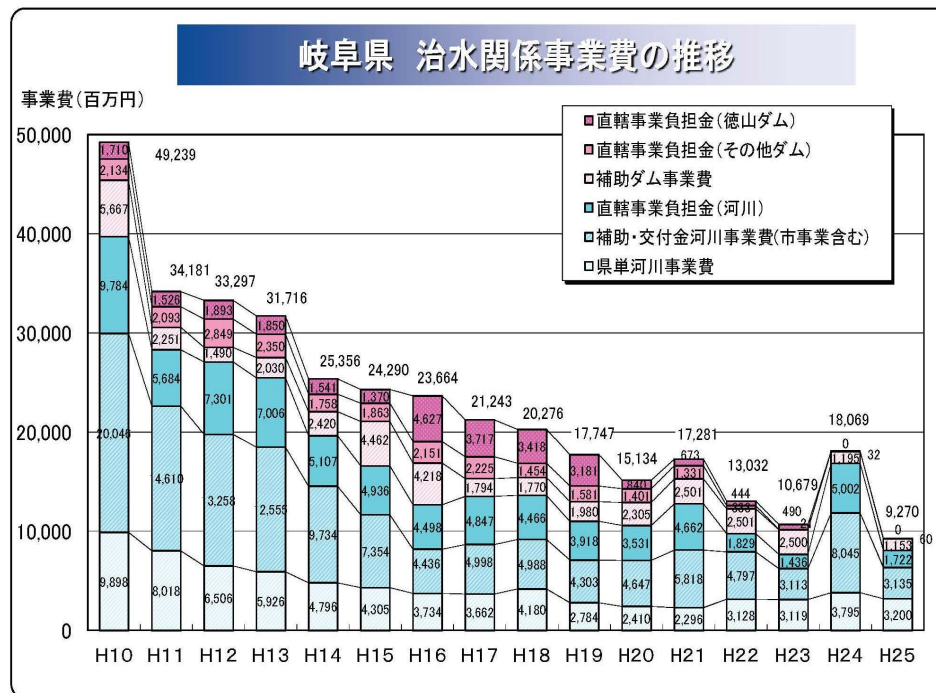
もちろん、一番苦しんでいる

のは、抜本的対策がなされないまま放置されている水害常襲地域住民である。「徳山ダムさえできれば枕を高くして寝られる」と聞かされ、地区ぐるみで徳山ダム建設推進署名まで集めながら、結局は、いつまで経っても抜本的対策が施されないまま、強い雨が降る度に「寝られない」状態が続く大垣市荒崎地区の人々は、いわば詐欺に遭ってしまったも同様である。

ちなみに、岐阜県は 2010（平成 22）年度から起債許可団体に転落した。来年度（2014（平成 26）年度）に脱却する見込みとはいうものの、アベノミクスとやらの「お付き合い」で県債発行額はまた増えている。脱却できるのかどうか、不安である。

岐阜県が、こうした財政破綻一步手前の状態に陥ったのは、梶原県政下での無駄な「公共事業」やハコモノづくりを重ねた結果であり、徳山ダムだけの問題ではない。だが徳山ダム建設強行に走ったことが、岐阜県財政の大きな暗雲であり続けていることは、間違いない。

徳山ダム事業認定取り消し訴訟を提起したとき、岐阜県はすでに岩屋ダム（1977 年運用開始、1978 年より償還開始）の利水分償還において、「一般会計から水資源機構への直払い」が行われていた。現在、岩屋ダムの償還はとっくに終わってしまったが、この償還分を付け替える規模の企業会計設置の見通しは存在せず、地方財政法第 6 条（公営企業の経営）に違反した状態を解消できる当ては全くない。徳山ダムにおいても「一般会計から水資源機構への直払い」は償還し終わるまで続き、その後も企業会計へと健全に付け替えられることはないだろう。地方財政法の規



※H10～H24は最終。H25は県予算ベース。

律は喪われてしまっている。

徳山ダム事業認定における水需要予測は誤っており、岐阜県の異常な支払いの状態は解消されない、将来にわたって続くと、私たちは指摘した。しかし、被告事業認定庁（建設大臣）は、水需要予測は正しい、必ず新規需要は発生する、と主張し続けた。現在ある事実はどちらが正しかったかを明確に示している。

国土交通大臣は、この事実を改めて直視し、その上で、今般の石木ダム事業認定への審査請求に真摯に向き合って欲しい。

無駄なダムを作れば、それは河川行政を歪ませ、自治体それ自体の財政を危うくする。誤った事業認定は、将来に大きな禍根を残す。

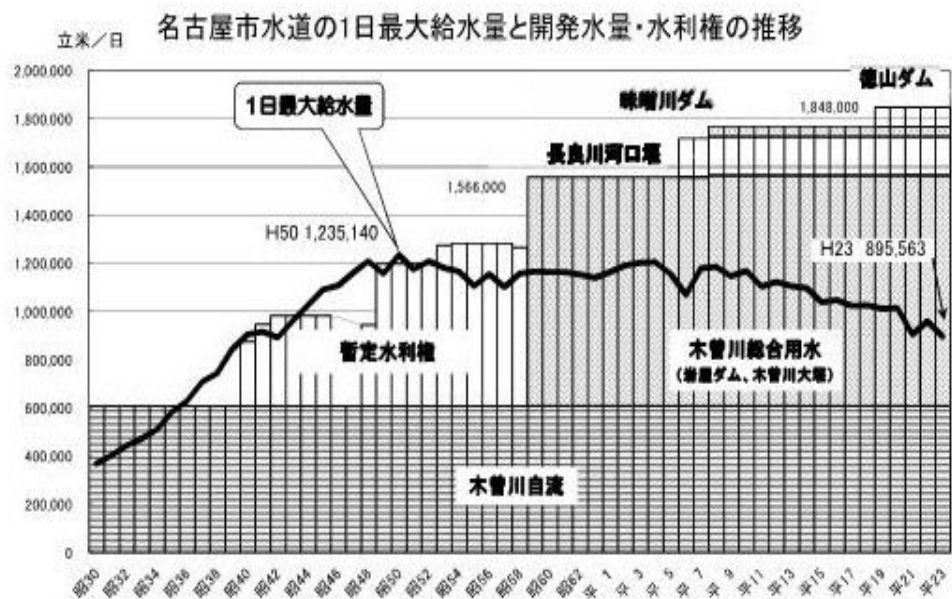
第5.「新水道ビジョン」の示す水道事業の未来像は

平成 25 年 1 月 22 日開催の平成 24 年度第 2 回 佐世保市上下水道事業経営検討委員会水道施設整備事業再評価（第 1 回目）【資料】では、実績値 88 % 超の負荷率が 80 % に急落する、あるいはすでにどこの都市でも数値が漸減している生活用水原単位が今後大きく上昇していく、など、非科学的で不合理な予測をもって「石木ダムは要る」としている。ありえない「将来増える水需要」に対応するために 100 億円近い新規投資を行うのは佐世保市の水道事業経営を危うくし、ひいては企業者・佐世保市の財政そのものを危機に追いやる。

今年 3 月、厚生労働省は、「新水道ビジョン」を出した。人口減少の時代に入ったこと指摘しつつ「今後、水道事業者は、施設の更新時に、当該施設の余剰分を廃止して規模を縮小するのか、あるいは一定の目的のために更新して保有するのかという、難しい判断を迫られることになり、事業規模を段階的に縮小する場合の水道計画論の確立が必要といえます。（P19、P20）」「将来の我が国の総人口が半数程度にまで減少した時代に、水道が理想の姿をもって、地域の利用者の信頼を得て水を供給し続けるためには、これまでの右肩上がりの常識を排し、新たな事業環境に順応し適応すべく、関係者が挑戦する意識・姿勢をもって取り組みを進める必要があります。（P22）」と述べている。

この「新水道ビジョン」が、今、危機感をもって警鐘を鳴らしているのは、まさに佐世保市水道事業のような中小水道事業について、であるが、大規模水道事業もまた例外ではない。

審査請求人らが、長く問題にしてきた木曾川



水系水資源開発基本計画の重要なステークホルダーである名古屋市についてみる。

給水人口は漸増しているにもかかわらず、名古屋市水道の給水収益は、1996（平成 8）年度の 5 2 7 億円から 2011（平成 23）年度では 4 3 5 億円まで減った。1975（昭和 50）年に 1,235,140 m³ / 日を示した 1 日最大給水量は、今は 3 年連続して 90 万 m³ 割れとなっている。異常な猛暑だった今夏でさえ 876,025 m³ / 日（7 月 11 日）が最大だったのだ。

水道事業関係の業界新聞である「日本水道新聞」の今年 7 月 22 日付紙面には、「対談 名古屋市水道 100 年を語る」として小林寛司・名古屋市上下水道局長の次のような言葉が載っている。

「…平成 8 年から給水量がどんどん右肩下がりとなってきています。8 年から現在を比較すると売り上げが 100 億円弱減っています。…前の人と同じことをやってはいけないということだと思います。パラダイムが変わったということをきちんと理解して、水道システムをいかに再構築するかということです。これは相当に苦しい道だとは思いますが。」

「新水道ビジョン」では、異常渇水について言及している箇所でも、ハードによる対応—ダム等による水源開発—を勧奨するかのような文言は消えた。大規模な異常渇水は確かに起こるかもしれない。だがそれへの「備え」はダム建設ではない。パラダイム転換が迫られている。

前述の公共用地分科会における委員からの意見＝「自治体が過去に見積もった水需要が実態と乖離し、財政処理に困っている例も見られる。利水起業者が、将来にわたって事業費を負担することが可能なのか、途中で撤退することがないのか」は、佐世保市を念頭においたものである。

「新水道ビジョン」でもみられるように、この懸念は、今や常識的なものとなってきている。すなわち「利水起業者（＝佐世保市）が、将来にわたって事業費を負担することが可能なのか？」→「負担しきれず、経営破綻を来す」蓋然性は低くはない。

今は、起業者・佐世保市は、当該事業認定を申請し、石木ダム建設事業に参画する意思をもっている（のだろう）。だが、5 年後は、10 年後はどうなのだろう？「新水道ビジョン」で示唆された方向を真剣に検討し、「これまでの右肩上がりの常識を排し、新たな事業環境に順応し適応すべく、関係者が挑戦する意識・姿勢をもって取り組みを進め」ようとしたとき、当該事業認定は、足枷になってしまう、賢明な経営判断の阻害要因になってしまう。この面からも、当該事業認定処分は取り消されるべきである。

第 6. そこで暮らす人々の営みを破壊する「公益性」とは一体何なのか？

～土地収用法と人権～

国土交通大臣においては十分にご承知のことであるが、「日光太郎杉事件判決」からさらに若干の引用する。

「土地収用法は『公共の利益の増進と私有財産の調整をはかり、もって国土の適正且つ合理的な利用』を目的とするものであるが、この法の目的に照らして考えると、同法 20 条 3 号所定の『事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること』という要件は、その土地がその事業の用に供されることによって得られるべき公共の利益と、その土地がその事業の用に供されることによって失われる利益（この利益は私的なもののみならず、時としては公共の利益を含むものである。）とを比較衡量した結果前者が後者に優越すると認められる場合に存在するものであると解するのが相当である。」

「この要件の存否についての判断は、具体的には本件事業認定にかかる事業計画の内容、右事業計画が達成されることによってもたらされるべき公共の利益、右事業計画策定及び本件事業認

定に至るまでの経緯、右事業計画において収用の対象にされている本件土地の状況、その有する私的ないし公共的価値等の諸要素、諸価値の比較衡量に基づく総合判断として行われるべきものと考えられる。」

「本件事業計画をもって、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるべきであるとする控訴人建設大臣の判断は、この判断にあたって、本件土地付近のもつかけがえのない文化的諸価値ないしは環境の保全という本来最も重視すべきことがらを不当、安易に軽視し、その結果右保全の要請と自動車道路の整備拡充の必要性をいかにして調和させるべきかの手段、方法の探究において、当然尽くすべき考慮を尽くさず、また、この点の判断につき、オリンピックの開催に伴う自動車交通量増加の予想という、本来考慮に容れるべきでない事項を考慮に容れ、且つ、暴風による倒木の可能性および樹勢の衰えの可能性という、本来過大に評価すべきでないことがらを過重に評価した点で、その裁量判断の方法ないし過程に過誤があり、これらの過誤がなく、これらの諸点につき正しい判断がなされたとすれば、控訴人建設大臣の判断は異なった結論に到達する可能性があったものと認められる。してみれば、本件事業計画をもって土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるべきであるとする控訴人建設大臣も判断は、その裁量判断の方法ないし過程に過誤があるものとして、違法なものと認めざるをえない。」

石木ダム建設事業では、比較衡量されるべき「失われる利益」は、日光太郎杉の事案の何倍も何十倍も、いや何百倍も大きい。（それに比して、事業認定申請者（起業者）のいう「得られる利益」の誤魔化しとすり替え、詭弁に満ちた薄っぺらさはどうだ！）

人が現にそこで暮らしを営んでいる、ふるさとに愛着をもって生きている、移転したくない、ふるさとを水底に沈めたくない、と30有余年、石木ダム建設絶対反対を訴え続けている。その人々の家と農地と暮らしそのものを、強権的に奪うことを正当化するほどの「公益性」が、この石木ダム建設事業のどこにあるというのか？

繰り返す。

法は、以下のように規定する。

土地収用法 第一条 （目的）

この法律は、公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に関し、その要件、手続及び効果並びにこれに伴う損失の補償等について規定し、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もつて国土の適正且つ合理的な利用に寄与することを目的とする。

憲法の人権規定と緊張関係にあるこの法は、単に憲法29条のみならず、憲法第3章で規定された諸々の人権規定全体を尊重して解釈・運用すべきであることはいうまでもない。

国土交通大臣において、厳格かつ公正に当該事業認定を審査することを、強く要望する。

第7. 速やかなる事業認定取り消し決定を

事業認定をしようとも、さらに地権者の意思を無視して収用委員会に諮ろうとも、たとえ収用裁決が出されようとも、石木ダム建設は進まない、ダム堤体の本格着工などできるはずがない。

2013年3月22日の公聴会で、川原地区の石木ダム絶対反対同盟のお一人が11年前の『脱

石木ダム』宣言」を読み上げられた。

『脱石木ダム』宣言

石木ダム計画を住民が知ってから既に40年の時が流れ、「もう時間がない」と言って始めた、土地収用法を翳（かざ）しての強制測量調査からでも20年の時が流れようとしている。その間「土建国家」の政策に翻弄され、執拗な圧力に怯えながら、住民が被った心の傷や苦痛は計り知れない。人生の大半をダム計画により滅茶苦茶にされ、苦しめられている。民主国家にあるまじきことが反対者に対して行われてきた。これは行政による陰湿ないじめであり、重大な犯罪だ。

石木郷の代替宅地問題でも、長崎県は権力に物を言わせて優良農地を潰し、反対者に対してはストーカーまがいの圧力を掛けたい。ああ、いやだ。いやだ。こんなことまでして石木ダムを造る必要はない。

そもそも石木ダム計画は、佐世保市の水供給が目的なのに治水を付け加え、他に方法が無いなどともっともらしい理由をつけているが、佐世保市民をはじめ、川棚町民も信じてはいない。流域面積からすれば、石木川水系は川棚川水系の9分の1。しかも石木川水系に降った雨水と川棚川水系の波佐見町に降った雨が川棚川河口に達するのに2時間の時間差があるのだ。石木ダム計画の治水は付け足しであり、過去にも石木川水系での人命にかかる被害は発生していない。

縦（よ）しんば、ダム以外他に方法がないということは政策であり、行政の怠慢である。利水の為なら地下ダムや地下空洞ダムなど、水確保の方法はいくらでもある。石木ダムの予算を住民に任せられたら、長崎県に替わってもっと安全で安価な水確保ができる。そこに住む住民が、先祖代々守り育ててきた素晴らしい自然を、子孫に残したいという素朴な気持ちで今も反対している所に、ダムを造るべきではない。

今や世界の潮流は「ダム開発の時代は終了した」として、既存ダム撤去を始めている。

自然の川が一番いい。日本人は「川の民」なんだから。

石木ダムは出来ない。いつまで経っても出来ぬダムは、幻のダムと同じこと。

日本の西の端から「小さなダムの大きな闘い」として発信する。

2002年3月17日

石木ダム建設絶対反対同盟 ダムからふるさとを守る会

闘いは続いている。

日本の西の端からの「小さなダムの大きな闘い」としての発信は、全国に響き渡りつつある。

「石木ダムは出来ない。いつまで経っても出来ぬダムは、幻のダムと同じこと」

だが、当該事業認定によって、川原地区の人々は、さらに闘いを継続・強化せざるをえないのだ。普通の暮らしを営みながら闘い続けるのは並大抵ではない。この圧迫と人権侵害を、起業者はいつまで続けるというのか？ 事業認定とは、その起業者の背後で、事業認定庁（国土交通大臣・九州地方整備局長）もまた圧迫と人権侵害に荷担する、いやむしろ前面に立って、起業者以上の人権侵害を行うことに他ならない。その事実を知るに至れば、主権者たる国民は、当該事業

認定をなした事業認定庁を許さないであろう。

長崎県が強権的に周辺工事を強行し、既成事実を積み上げたとしても、石木ダム建設事業は遅れに遅れる。

他方、この事業認定処分によって、起業者はますます「引き返せない」状態に陥る。「コンコルド効果」の悪しき実例となっていくのは目に見えている。「コンコルド効果」に囚われてはならない。超音速旅客機コンコルドは、遂には 113 名もの犠牲者を出した墜落事故という大惨事をもって終焉したのだった。この悲劇的な教訓を忘れてはならない。

国土交通大臣におかれては、真摯かつ厳格に審査請求に向き合って頂きたい。
一刻も早く当該事業認定を取り消す決定をされることを強く求める。

以上

(2013.10.4 文責 近藤ゆり子)